

会員の声

山口県におけるがん検診の 医師立会い問題について

福田 吉治*

平成23年4月、下関市で胃がん検診に医師が立会っていないことの違法性について市民からの指摘が発端であった。市から相談を受けた山口県の照会に対し、平成25年2月、厚労省は「診療放射線技師法に違法する」と電話にて回答した。県から連絡を受けた下関市は予定していた検診車で肺がんや胃がんの検診をいったん中止した。

厚労大臣も国会予算委員会等で違法との見解を示し¹⁾、また、このことはメディアでも報じられ、山口県内の自治体ではがん検診の実施をめぐる大きな混乱が生じた。山口県は、同年5月、厚労省からのメールでの回答をもとに、各市町等に対して以下の文書連絡を行った²⁾。

山口県が関係機関に連絡した厚労省の回答：「診療放射線技師法第26条の解釈について」（平成25年5月23日平25健康増進第370号）

厚生労働省においては、過去の国会での答弁等においても、医師の立会いのない検診は「違法」との見解を示しており、今回の回答はそれと同様の見解を改めて示したものである。

なお、昭和53年の国会答弁は、原則として巡回診療の際に医師の立ち会いを求めており、その後、厚生大臣より「適宜、集団検診等の実施に非常な支障を来さないような配慮」との答弁があるが、これは医師の立ち会いが不要である旨を述べたものでなく、立ち会いの解釈を柔軟に解釈する（現在では検診への医師の同行をもって「立ち会い」と解されるとしている）ことを述べたものである。

医師の立会いについては、必ずしも検診車内に医師がいる必要はないが、少なくとも検診に「同行」していることは必要と解しており、同じ会場に医師が居れば良いと解する（ただし、検診車が単独で検診を行う場合は医師の同乗が必要である）。

検診車の医師立会いについては、過去にも国会等

において取り上げられている。昭和53年、当時の厚生大臣は、医師が同乗して指導と指示をするよう厳重に指導していくとしながら、「包括的な指導あるいは監督ということもございますので、これらについては適宜、集団検診等の実施に非常な支障を来さないような配慮はしていったらう」と述べている³⁾。これが、検診車に医師の立会いを不要とする根拠にもなっていた。

診療放射線技師法第二十六条二項では医師又は歯科医師の立会いの下に行うことが定められているが、「病院又は診療所以外の場所において」という条件がある。検診車は診療所としての開設手続き（あるいはそれを簡素化した届出）が必要で⁴⁾、検診車は医療法上の診療所（あるいは病院や診療所の一部）とみなすこともできる。とすれば、検診車に医師が立会わないことが、診療放射線技師法に即違反とは言い切れず、医療法や医師法を含めて検討する必要がある。

本件を受けて、他の都道府県がどのように対応するかはわからないが、山口県では検診車への医師立会いを必要とすることで決着した。今回、国民にとって有効でかつ安全ながん検診を広く実施するために必要な体制、あるいは、がん検診受診率や医師不足への影響という根本的な議論はなされなかった。この問題について、本学会として考える機会があってもよい。

なお、できるだけ正確な情報の記載を心がけたが、事実と異なる点、ご批判などあればご指摘いただきたい。

（受付 2013. 7. 1）
採用 2013. 9. 9）

文 献

- 1) 国会会議録検索システム. 第183回国会予算委員会第11号 (平成25年4月24日). 2013. <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/183/0014/18304240014011c.html> (2013年8月20日アクセス可能).
- 2) 山口県健康福祉部長. 診療放射線技師法第26条の解釈について (通知). 平25健康増進第370, 2013. http://www32.ocn.ne.jp/~yart/YART_member/info_c/gisihou26/gisihou26.doc (2013年8月20日アクセス可能).
- 3) 国会会議録検索システム. 第084回国会予算委員会第三分科会第2号 (昭和53年2月28日). 1978. <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/084/0388/08402280388002a.html> (2013年8月20日アクセス可能).
- 4) 厚生労働省医政局長. 「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」及び「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正について (通知). 医政発1001第7, 2012. http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_document.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1133&PAGE=1&FILE=&POS=0 (2013年10月26日アクセス可能).

* 山口大学医学部地域医療推進学講座
連絡先：〒755-8505 山口県宇部市南小串 1-1-1
福田吉治